

## 青少年アンビシャス運動支援の会規約

(名称)

第1条 この会は、青少年アンビシャス運動支援の会（以下「支援の会」という。）という。

(目的)

第2条 支援の会は、官民一体で福岡県が進める青少年アンビシャス運動を、民間ベースで財政的に支援することにより、福岡県の子どもたちの個性と能力を伸ばし、未来を担う子どもたちの育成に寄与する。又、この支援により、アンビシャス運動参加団体の活動の充実・発展を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 支援の会は、前条の目的を達成するために必要な次の事業を行う。

- (1) 青少年アンビシャス運動参加団体の活動のうち、特に支援する意義があると認める事業への助成
- (2) 青少年アンビシャス運動を支援するための民間の寄付を募るための事業
- (3) その他青少年アンビシャス運動を支援するに当たり必要と認められる事業

(組織)

第4条 支援の会の会員は、次の2種とし、支援の会の目的に賛同する法人、個人及び各種団体をもって構成する。

- (1) 正会員——支援の会発足時から、目的に賛同して入会した出捐企業
- (2) 賛助会員——支援の会の事業を援助するために入会した企業・個人及び団体

(入会)

第5条 前条の入会に当たっては、特に条件を定めない。

2 入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により申し込むものとし、会長は、反社会的勢力に属するなど正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

(退会)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、退会することができる。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、又は企業・団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(役員会)

第7条 支援の会に役員会を設ける。

- 2 役員会は、第8条第1項に規定する役員により組織する。
- 3 役員会は、毎年1回以上開催する。
- 4 役員会は、会長がこれを召集する。
- 5 役員会は、会長が議長となり、次の事項について審議、決定する。
  - ア 支援の会の運営に係わる重要事項に関すること。
  - イ 支援の会の予算及び決算に関すること。
  - ウ 支援の会の助成団体決定に関すること。

(役員)

第8条 支援の会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 役員の就任および退任は、役員会において決定する。
- 3 役員の任命は、役員会の決定に基づき会長がこれを行う。
- 4 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることはできない。

## (役員職務)

第9条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、支援の会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長の諮問に基づき会長に助言する。
- (4) 監事は、支援の会の業務状況及び会計を監査する。
- (5) 会長、副会長、理事及び監事は本会運営のため必要な事項を審議決定する。

## (役員任期等)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、退任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (役員表決権等)

第11条 各役員表決権等は平等とする。

- 2 やむを得ない理由により出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書をもって表決し、又は会長に表決を委任することができる。
- 3 前項に従い表決、又は委任した役員は、役員会に出席したものと見なす。
- 4 なお、役員出席が極めて難しく役員会開催が困難な場合は、必要文書の送付により、議決権行使書での表決を持って審議、決定に代えることができるものとする。

## (議事録)

第12条 役員会議事については、下記の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び職・氏名（文書表決及び委託者については、その旨付記のこと）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過(概要)、及び議決の結果

## (会費等)

第13条 支援の会の年会費は、一口法人会員（各種団体を含む）は1万円、個人会員は3千円とする。

- 2 支援の会は、年会費以外に寄付金を受け入れることができる。
- 3 また、寄付金の受入に当たって、寄付した者が目的や寄付金の用途を明示した場合には、その趣旨に沿って助成を行うことができる。

## (事務局)

第14条 支援の会の事務局を、当分の間、福岡県青少年育成課内に置く。

## 附 則

この規約は、平成13年10月30日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成27年1月1日から改正、施行する。

## 附 則

この規約は、平成28年4月1日から改正、施行する。